

射水市監査委員告示第 11 号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年10月に実施した財政援助団体等監査（社会福祉法人射水市社会福祉協議会）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年11月2日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 吉野 省 三

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象 [所管課]

財政援助団体監査

社会福祉法人射水市社会福祉協議会 [地域福祉課]

## 2 監査の実施日

令和4年10月25日(火)

## 3 監査の期間

令和4年10月11日から令和4年10月25日まで

## 4 監査の範囲 (令和3年度)

令和3年4月1日から令和4年3月末日までに執行された事務事業のうち、補助金等に係る出納その他の事務

## 5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体の事務事業について、補助事業が目的等に沿って適正かつ効率的に行われているか、財務に関する事務の執行が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

## 6 財政援助団体の概要

名称	社会福祉法人 射水市社会福祉協議会
代表者	会長 門田 晋
所在地	射水市戸破 4200 番地 11

## 7 財政援助の状況

補助金

補助金名称	金額	所管課
令和3年度射水市社会福祉協議会運営補助金	59,031,378 円	地域福祉課

## 8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討された。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については記述を省略した。

○ 意見

- (1) 社会福祉協議会の発展・強化については、今年度「射水市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定されたとのことだが、基金等に頼らない独自の収益事業等を視野に、より強固で健全な財務基盤となるよう財政計画を策定されたい。
- (2) 社会福祉協議会の人材育成については、組織の改革と併せ、より一層、専門知識のあるスペシャリストの確保・養成に努められたい。
- (3) 地域福祉に関する多種多様な相談について、住民に寄り添う相談体制の充実と周知を図られたい。また、ふくしサポーター及びひきこもりサポーターの活動について、地域での理解を得られるよう努められるとともに、各サポーターのフォローアップを行い、活動の支援を推進されたい。
- (4) 善意銀行基金について、市民等の善意により、技術、労力、金品等の預託を受け、助けを必要とする人への援助とボランティア活動の支援のために活用されるべき制度であるが、その役割は、ボランティアセンター等に置き換わっており、善意銀行基金が有効に活用されているとは言い難い。

このため、善意銀行に預託されている浄財は、社会福祉基金と統合する等、その目的に即して有効に活用されたい。

(地域福祉課)